

# 令和7年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務受託事業者募集要領

## 1. 目的

本募集要領は、市が令和7年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務に係る企画提案を募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業概要

- (1) 業 務 名 令和7年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務
- (2) 業 務 内 容 「令和7年度十和田市 ICT 活用型特定保健指導業務委託仕様書」  
のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委 託 金 額 の 上 限 1,118 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
※履行までに要する全ての経費を含む。

## 3. 参加資格

次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 提案資料届出書等（以下「応募書類」という。）の提出時から本業務委託契約時までに、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）に違反していないこと。
- (6) 他の自治体の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有している提案事業者であること。
- (7) この要領に規定する内容を遵守できること。

#### 4. 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 上記「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 委託金額の上限を超える金額で見積書を提出した場合。
- (3) 応募書類の提出期限を守らない場合（市が補正を認めた場合は除く。）。
- (4) 提出した書類に虚偽又は不正があった場合。
- (5) 書類及びプレゼンテーションによる審査にて、正当な理由なく不参加又は時間に遅れた場合。
- (6) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合。

#### 5. 応募等の手続

##### (1) 公募等のスケジュール

公募及び事務手続に関する主なスケジュールは、次のとおりとする。

手続き	期日
募集開始	令和7年5月21日（水）
質問書（様式1）の受付	令和7年5月21日（水）～令和7年5月27日（火） 正午
質問書（様式1）の回答	令和7年5月30日（金）
参加表明書（様式2）の提出	令和7年6月3日（火）
応募書類（様式3～6）の提出	令和7年6月9日（月）17時まで
選定審査（書類審査）	令和7年6月13日（金）
選考審査 （プレゼンテーション）	令和7年6月19日（木）
選定結果の通知・公表	令和7年6月23日（月）

##### (2) 質問の受付及び回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法及び回答方法は、以下のとおりとする。

##### ア 受付方法

質問書（様式1）に必要事項を記載の上、令和7年5月27日（火）正午までに電子メールにより提出する。提出先は「9. お申込み・お問合せ窓口」を参照。送信の際は、メールの件名を「質問書（事業者名）」とする。なお、電話及び来訪による質問は受け付けしないものとする。

#### イ 回答方法

正当な利益を害する恐れがあるものを除き、回答は令和7年5月30日（金）17時に市ホームページに掲載する。

#### (3) 参加に関する書類の提出

- ア 受付期間 令和7年5月21日（水）～令和7年6月3日（火）
- イ 提出方法 電子メールによる提出
- ウ 提出先 「9. お申込み・お問合せ窓口」参照
- エ 提出書類 参加表明書（様式2）

#### (4) 応募に関する書類の提出

- ア 受付期間 令和7年5月21日（水）～令和7年6月9日（月）17時まで
- イ 提出方法 電子メールによる提出
- ウ 提出先 「9. お申込み・お問合せ窓口」参照
- エ 提出書類 以下の（ア）～（カ）を提出する。

（ア） 提案資料届出書（様式3）

（イ） 事業提案書（様式3-1～5）

（ウ） 誓約書（様式4）

（エ） 提案見積書（様式5）

（オ） 会社概要書 兼 業務実績書（様式6 パンフレット、契約書等の内容が分かるものの写しで代用可）

（カ） その他必要に応じ、市が求める書類。

オ その他

応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意すること。

## 6. 審査

#### (1) 審査方法

応募書類及びプレゼンテーションを別表に基づき審査し、審査員1人あたり300点

を満点とした点を付け、各委員の点数を合計する（1,800点満点）。

(2) 受託候補者の選定

合計点数が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者を次点候補者に選定する。なお、候補者となる最低点は1,080点とする。

また、合計得点が同点の場合は、審査項目のうち「2. 提案内容」の合計得点が高い提案者を候補者として選定する。それでもなお、同点の場合は、事業に係る見積価格が低いほうを上位とする。

(3) 審査の内容について

審査の内容は原則、非開示・非公表とする。

(4) 受託候補者の選定通知について

応募書類を提出した者（以下「応募者」という。）のうち、受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(5) 異議申し立てについて

審査結果に対する異議申し立ては認めない。

## 7. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

## 8. その他

(1) 応募に関する事前説明会は開催しない。

(2) 提出期限後の応募書類の変更は認めない。

(3) 応募書類は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

(4) 参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、令和7年6月9日（月）までに辞退届（様式7）を電子メールにより提出するものとする。

(5) 応募書類提出後に辞退をすることとなった場合は、速やかに辞退届（様式7）を電

子メールにより提出するものとする。

- (6) 提出された応募書類は返却しないものとする。
- (7) 応募書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (8) 十和田市情報公開条例（平成 17 年十和田市条例第 11 条）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書は、原則として開示の対象となる。ただし、応募者の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- (9) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。

## 9. お申込み・お問合せ窓口

十和田市健康福祉部健康増進課 担当 石倉・武藤

E-mail kenko@city.towada.lg.jp

〒034-0081 青森県十和田市西十三番町 4 番 37 号

電話 0176-51-6791（直通） FAX 0176-25-1183

別表

第1次審査評価基準（書類選考）

審査項目	配点
1. 全体評価	60
1. 提案内容の的確性	
仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10
2. 提案内容の実現性	
実施方法等が具体的で、実現性があるか。	10
3. 事業への理解・知識	
事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	10
4. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策	
①個人情報保護及び情報セキュリティに係る仕組みが十分整備されており、機能するか。	20
2. 提案内容	120
1. 事業の計画性	
②業務全体のフローが明確に示されており、スケジュールは適切に設定されているか。	10
2. ICTによる特定保健指導の実施・独自提案	
③実施にあたり、使用機器やツール、対象者へのフォロー体制等が適切なものとなっており、ICTによる保健指導を効果的かつ円滑に行う工夫がされているか。	20
④使用する教材や資材について、保健指導の効果を高めることが期待されるものであり、対象者との教材・資材の共有方法が適切に工夫されているか。	10
⑤対象者の特性に合わせた目標設定や目標達成に向けた指導のノウハウは充実しており、支援終了後の行動継続につなげる工夫がされているか。	20
⑥インセンティブは、利用率向上および脱落率低下に向けて効果的な工夫がされているか。	20

⑦途中の脱落対策について、インセンティブとは別に、効果の見込める独自の提案がされているか。	20
⑧特定保健指導の支援記録は、仕様内容を確認できる様式になっており、記録内容を適切に報告することが可能な体制となっているか。	10
⑨PR チラシの記載内容は、対象者の参加意欲が高まるよう工夫されており、利用率向上のための効果的な勧奨策が提案されているか。	10
<b>3. 実施体制</b>	<b>20</b>
<b>1. 業務実施体制</b>	
⑩提案内容を実施できる人員が確保され、円滑な利用が可能な提案となっているか。	10
<b>2. 業務実績</b>	
他自治体での ICT を活用した特定保健指導の実績があるか。	10
<b>合計</b>	<b>200</b>

#### 第2次審査評価基準（プレゼンテーション）

審査項目	配点
簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションが、持ち時間内で行われたか。	25
プレゼンテーション内容と事業提案書の内容に整合性があるか。	25
本業務に積極的に取り組む姿勢があるか。	25
質問等に対する応答が明快かつ迅速であるか。	25
<b>合計</b>	<b>100</b>

#### 【評価基準・配点】

評価	段階評価	25点満点	20点満点	10点満点
特に優れている	5	25	20	10
優れている	4	20	16	8
標準	3	15	12	6
やや劣っている	2	10	8	4
劣っている	1	5	4	2

